

平成 20 年度市場化テスト対象 3 調査の 実績評価について

[目 次]

牛乳乳製品統計調査	1
生鮮食料品価格・販売動向調査	9
木材価格統計調査	15

**民間競争入札実施事業
牛乳乳製品統計調査の実績評価について**

I 事業の概要等

1 実施の経緯及び事業の概要

農林水産省が所管する牛乳乳製品統計調査については、公共サービス改革基本方針（平成 19 年 12 月 24 日改定を閣議決定）において、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく民間競争入札（以下「民間競争入札」という。）を実施することを決定した。これを受けて農林水産省は官民競争入札等監理委員会の議を経て定めた「牛乳乳製品統計調査における民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）に基づき、民間競争入札を実施し、受託事業者を決定した。その概要は以下のとおりである。

事 項	内 容
業務内容	牛乳乳製品統計調査における実査準備（調査関係用品の印刷等）、調査票の配付・回収、照会対応、督促、月別調査票の審査、データの電子化に係る業務
契約期間	平成 20 年 11 月から平成 23 年 1 月までの 2 年 3 か月間
受託事業者	（社）中央畜産会
契約金額	55,807,500 円（税込）
業務にあたり確保されるべき質※	・農林水産省が示す調査客体の全てから調査協力を得る。 ・一連の業務（督促業務等）を通じ、調査票の回収率は 100%を達成する。

※ なお、本業務を実施するにあたって調査結果の質を確保するため、以下の対応を行うこととされている。

- ・本業務の実施に当たり、実施要項で示す各工程毎に作業方針を策定し、農林水産省と調整した上、スケジュールに沿って確実に業務を実施すること。
- ・照会対応業務においては、調査票の記入等に関する電話等による照会があった場合は、民間事業者が作成した問い合わせ・苦情マニュアルに沿って対応すること。

2 受託事業者決定の経緯

入札参加者は 5 者であり、いずれも入札参加資格を満たしていた。平成 20 年 10 月 9 日に開札したところ、入札金額は 4 者が予定価格の範囲内であり、総合評価点の最も高い入札者が 3 者となったため、くじ引きにより落札者を決定した。

Ⅱ 評価

1 評価方法について

農林水産省から提出された平成 21 年調査の実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費等の観点から、実績評価を行うものとする。

2 対象公共サービスを継続させる必要性に関する評価

「牛乳乳製品統計調査」は、畜産行政の基礎資料を整備することを目的として、牛乳及び乳製品の生産、出荷及び在庫等の実態を把握するものである。当該調査の結果は、農林水産省が実施する畜産行政施策の企画立案等に必要不可欠なものであることから、引き続き実施することが必要と考えられる。

3 対象公共サービスの実施内容に関する評価

（１）対象公共サービスの質

ア 協力依頼

（ア）実施結果

確保されるべき質として設定された「農林水産省が示す全てから調査協力を得ること」についての実施結果は以下のとおりである。

区 分	農林水産省が 示した客体数	調査協力を 得られた客体数
基礎調査	6 7 8	6 7 3
うち、月別調査	3 9 4	3 9 2

注：農林水産省が示した客体数は、廃業のあった客体数を除いたもの。

（イ）評価

実施結果は、廃業等のあった客体を除き、基礎調査においては 5 客体、うち、月別調査においては 2 客体について、調査客体の組織の縮小等を理由に協力が得られず、確保されるべき質として設定された「全てから協力を得る」ことはできなかった。

民間事業者は、効率的な実施方法を工夫しつつ、全ての客体から調査協力を得るため、以下のように実施した。この結果、調査協力を得ることができなかった客体については、農林水産省へ報告し、農林水産省も訪問等により協力依頼を行った結果であることから、目標をほぼ達成できたものと評価できる。また、その実施方法についても、従来実施してきた訪問による協力依頼を改め、より効率的な方法により目標をほぼ達成できたことは評価できる。

次期事業においても、質として設定する「農林水産省が示す全てから調査協力を得ること」については、民間事業者の取組だけではなく、農林水産省と連携の上、民間事業者と農林水産省の双方で実現する目標とすることが必要である。

従来の実施方法（平成 19 年度）	実施状況
【基礎調査】 調査員（非常勤職員 166 名）の訪問による協力依頼（719 客体）	基礎調査の協力依頼時に、月別調査の客体にあつては月別調査の協力依頼を併せて実施
【月別調査】 農林水産省職員の訪問による協力依頼（412 客体）	① 農林水産省から提供のあつた依頼文書に加え、調査方法・調査主体の変更を解説した資料等を作成し送付（692 客体） ② 電話による協力依頼（171 客体、延べ 519 回） ③ 訪問等による協力依頼（5 客体）

イ 回収率

（ア）実施結果

確保されるべき質として設定された「回収率」についての実施結果は、以下のとおりである。

区 分	目 標	実施結果
基礎調査	100%	99.9%
月別調査	各月100%	各月100%

（イ）評価

- a 基礎調査については、業務多忙を理由に1客体の調査票を回収することができず、目標とする回収率100%を0.1ポイント下回った。

民間事業者は調査方法、督促・回収方法を変更しつつ、回収率100%を達成するため、以下のように工夫し実施した。この結果、回収できなかった1客体については、農林水産省へ報告し、農林水産省も訪問による協力依頼を行った結果であることから、目標をほぼ達成できたものと評価できる。また、「ア 協力依頼」と同様、従来実施してきた調査員による調査を改め、より効率的な郵送調査の方法により目標をほぼ達成できたことは評価できる。

次期事業においても、質として設定する「調査票の回収率は100%を達成すること」については、民間事業者の取組だけではなく、農林水産省と連携の上、民間事業者と農林水産省の双方で実現する目標とすることが必要である。

従来の実施方法（平成 19 年調査）	実施状況（平成 21 年調査）
【調査方法】 ○ 調査員（非常勤職員 166 名）の訪問による聞き取り又は郵送回収（307 客体）	【調査方法】 往復郵送調査により実施（673 客体） 郵送に当たっては、他の郵便物と紛れのないよう、ピンク色の封筒を採用。

○ 月別調査の対象については、郵送調査（412 客体） 【督促・回収】 78 客体に対し、延べ 80 回の督促を実施し、全ての調査票を回収	【督促・回収】 ① 期日までに 480 客体の調査票を回収 ② 電話又は F A X による督促 193 客体に対し、延べ 343 回実施し、190 客体の調査票を回収 ③ 訪問による調査票の回収 3 客体に訪問し、2 客体より調査票を回収
--	--

b 月別調査については、全ての月で目標とする回収率 100%を達成した。

民間事業者は、調査票のデータ入力、個票審査の効率化を図るため、オンライン調査を導入し、9 割の客体がオンライン調査により実施した。調査票の回収に当たっても、オンラインシステムにより回収期日の事前通知（メール）を行うなど、民間事業者のノウハウをいかした工夫により、督促業務が減少するとともに、目標回収率 100%を達成したことは評価できる。

次期事業においては、民間事業者の工夫により 9 割の客体がオンライン調査で実施できたことを踏まえ、農林水産省は、どの事業者でも利用可能なオンライン調査システム（共通システム）を整備することが必要である。

従来の実施方法（平成 19 年調査）	実施状況（平成 21 年調査）
【調査方法】 郵送調査（412 客体） 【督促・回収】 42 客体に対し、それぞれ 1 回督促を行い、全ての調査票を回収（20 年 2 月調査の実績）	【調査方法】 ・オンライン調査（345 客体） ・F A X 調査（47 客体） 【督促・回収】 ① 調査票回収期日の事前通知 ・オンラインシステムによるメール通知（期日の 6 日前、4 日前、2 日前に実施） ・回収が遅れがちな客体へ電話連絡 ② 電話又は F A X による督促 40 客体に対し延べ 63 回実施（年間合計）

ウ その他

（ア）個票審査・疑義照会（月別調査）

a 実施結果

民間事業者は、農林水産省から提供された「調査票の記入の仕方」を当初の２色刷から４色刷に変更し調査票と併せて配布することにより、誤記入に対する注意喚起を行うとともに、個票審査については、オンライン調査の入力画面上に「審査事項一覧表」の審査内容を踏まえた自動審査システムを構築し、未然に入力ミスを防ぐなど、個票審査・疑義照会業務の効率化を図る工夫を行った。ＦＡＸにより回収した調査票についても、民間事業者がオンラインシステムを使用して入力・審査を行い、オンライン調査の回答内容も含めて再度審査の上、電話により疑義照会を行い、農林水産省に報告した。

農林水産省は、民間事業者から報告された調査票データを審査し、その結果を民間事業者に照会した。民間事業者は、照会内容について、調査客体への確認が必要な事項について、再度疑義照会を行った。

これら民間事業者の行った疑義照会の件数は以下のとおりである。

区 分	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月
疑義照会件数	92	75	73	72	87	58	60
うち、農林水産省の照会による件数	53	22	15	23	29	15	13
うち、報告値の修正件数	27	4	1	5	1	1	1

区 分	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合 計
疑義照会件数	67	63	77	67	63	854
うち、農林水産省の照会による件数	24	24	26	9	25	278
うち、報告値の修正件数	1	2	1	4	3	51

b 評価

民間事業者は年間 854 件もの疑義照会を確実にを行い、調査結果の精度維持に貢献したことは評価できる。このうち、報告された調査票データを農林水産省が審査した結果、278 件もの疑義照会が必要となったが、民間事業者は、農林水産省から照会のあった内容を踏まえ、オンラインシステムのメンテナンスや、専門職員の配置を行うなどの改善策を講じ、農林水産省の照会による件数も 1 月の 50 件から 2 月以降 30 件を下回る件数に減少したことも評価できる。

また、農林水産省からの照会により、報告値を修正した件数は 51 件あったが、この修正は、民間事業者に提供していない基礎調査結果（基礎調査の委託業務の範囲は、調査関係用品の印刷から調査票の回収まで）等を基に農林水産省が審査した結果、判明したものである。このため、次期事業においては、農林水産省は、基礎調査結果等個票審査に必要な資料は可能な限り全て民間事業者に提供することが必要である。

一方、個票審査・疑義照会に係る業務について、農林水産省からは、牛乳・乳製品の製造・流通、農林統計等の専門知識や、調査客体との良好な関係の維持が必要と報告されている。農林水産省が審査した結果、必要となった照会は、民間事業者の迅速な対応により、2 月以降その件数は減少したが、これは、個票審査・疑義照会の経験を重ね、調査客体ごとの特徴が蓄積できたことも大きな要因と考えられる。

このため、月別調査の客体は大部分が継続としていることから、次期事業に当たっては、個票審査における参考資料として、生産・出荷、生乳の送受乳量など調査客体の特徴や、これまでの疑義照会の内容等を整理した調査客体情報を民間事業者に提供するとともに、実施要項において、より具体的な個票審査の内容やその方法を明記することが必要である。

(イ) 農林水産省への報告（納品）

a 実施結果

民間事業者からの調査票等の報告（納品）は、基礎調査については8日、月別調査については業務開始当初の1月調査のみ2日遅延となった。

【基礎調査の実施状況】

	予定日	実績
・農林水産省から調査票を提供	12月中旬	1月22日
・調査票等の配布	12月下旬	1月23日
・調査票の回収	1月20日まで	2月5日まで
・農林水産省への報告	2月5日	2月13日

注：月別調査の対象を除く調査客体に対する実施状況。

月別調査の対象を兼ねる調査客体は1月調査のスケジュールで実施。

b 評価

民間事業者が実施した初回の報告において遅延が生じたが、基礎調査については、農林水産省の調査票提供の遅れによる調査票の配布・回収までの期間の短縮も要因であることから、次回の基礎調査については、民間事業者、農林水産省ともに今回の経験を生かし報告期日の遅延が生じないようスケジュール管理に取り組む必要がある。なお、月別調査については、専門的知見を有する者の配置を行うなどの迅速な対応により、2月調査分から報告期日の遅延が生じていないことは十分評価できる。

また、次期事業においては、事業経験のない民間事業者が事業開始当初から円滑な業務実施が可能となるよう、十分な時間的余裕を持った詳細な引継ぎと、特に事業開始当初においては農林水産省からの適切なサポートが必要である。

(2) 実施経費

平成21年及び22年調査に係る事業として、民間競争入札により、5,580万円（税込）で落札された。従来の実施経費（平成19年度の実績値（間接部門費を除く全経費）の2ヵ年分。）と契約額の比較は以下のとおりである。

契約額5,580万円は、従来の実施に要した経費の約89%に相当し、農林水産省側は、2年間で約664万円、1年間で約332万円の経費が削減されている。

従来費用：62,450,000円（平成19年度の実績値の2ヵ年分）

契約額：55,807,500円（平成21年及び22年調査分）

削減額： 6,642,500円
(3,321,250円(1年分))

4 評価のまとめ

本事業は、農林水産省が実施する畜産行政の企画・立案等に必要な牛乳及び乳製品の生産、出荷及び在庫等の実態を把握するものであり、継続して実施することが必要と考えられる。

しかし、次期事業の実施に当たっては、平成21年調査の実施状況を踏まえ、以下の点に留意した上で、引き続き民間競争入札を実施することが必要である。

(1) 質として設定された「農林水産省の示す全てから調査協力を得ること」及び「調査票の回収率は100%を達成すること」については、いずれも達成すべき水準を「100%（全て）」としており、サービスの質を維持する観点から必要な水準と考えられるが、100%の水準を民間事業者の取組だけで達成することは困難である。

このため、次期事業においても、農林水産省と連携の上、民間事業者と農林水産省の双方が実現に向け努力する目標として設定することが必要である。

(2) 民間事業者の工夫により設計されたオンライン調査の導入実績が9割であったことを踏まえ、どの事業者が受託しても利用できるオンライン調査システムの整備を図ることが必要である。

(3) 個票審査の確実な実施のため、

① 個票審査に必要な資料を民間事業者に示すとともに、生産・出荷、生乳の送受乳量など調査客体の特徴や、これまでの疑義照会の内容等を整理した調査客体情報を整理し、参考資料として民間事業者に提供することが必要である。

② 実施要項において、より具体的な個票審査の内容・方法を記載

③ 民間事業者から「調査客体との良好な関係を維持するための取組」の提案を求め、落札者決定に当たっての評価項目として設定することが必要である。

(4) 事業開始当初から円滑な業務実施が可能となるよう、

① 事業開始前の十分な時間的余裕を持った詳細な引継ぎ

② 事業開始当初においては、農林水産省、民間事業者ともにスケジュール管理を徹底し、農林水産省は業務の進捗状況を十分に把握しつつ、適切なサポートを行うことが必要である。

(5) 民間事業者の工夫を最大限に生かしつつ、正確かつ効率的な業務実施を図るため、基礎調査等委託業務の範囲拡大や、契約期間の延長を検討することが必要である。

以上

民間競争入札実施事業
生鮮食料品価格・販売動向調査の実績評価について

I 事業の概要等

1 実施の経緯及び事業の概要

農林水産省が所管する生鮮食料品価格・販売動向調査については、公共サービス改革基本方針（平成 19 年 12 月 24 日改定を閣議決定）において、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく民間競争入札（以下「民間競争入札」という。）を実施することを決定した。これを受けて農林水産省は官民競争入札等監理委員会の議を経て定めた「生鮮食料品価格・販売動向調査における民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）に基づき、民間競争入札を実施し、受託事業者を決定した。その概要は以下のとおりである。

事 項	内 容
業務内容	生鮮食料品価格・販売動向調査における実査準備（調査客体の選定・協力依頼、調査関係用品の印刷等）、調査票の配付・回収、照会対応、督促、審査（疑義照会）、集計、結果表の作成に係る業務
契約期間	平成 20 年 11 月から平成 23 年 2 月までの 2 年 4 か月間
受託事業者	（株）日本インヴェスティゲーション
契約金額	1 3, 4 6 6, 2 5 0 円（税込）
業務にあたり確保されるべき質※	一連の業務（督促業務等）を通じ、各月の基準日における調査票の回収率が平成 18 年度の実績値を基に定めた月別目標率（70%）、年間平均回収率が平成 17 年～19 年調査の実績値の 3 ヶ年平均である年間目標率（76%）を上回らなければならない。

※ なお、本業務を実施するにあたって調査結果の質を確保するため、以下の対応を行うこととされている。

- ・本業務の実施に当たり、実施要項で示す各工程毎に作業方針を策定し、農林水産省と調整した上、スケジュールに沿って確実に業務を実施すること。
- ・照会対応業務においては、調査票の記入等に関する電話等による照会があった場合に、民間事業者が作成した問い合わせ・苦情マニュアルに沿って対応すること。
- ・第 1 報結果表及び報告書統計表については報告期日までに報告するとともに、集計した結果について農林水産省が示す審査事項一覧表の検討項目全てについて検証を行うこと。
- ・次の①又は②に該当する場合は、各年ごとに事業報告書において、実績回収率が目標回収率を下回った要因について分析し報告する。①又は②のいずれにも該当しない場合は、この分析・報告は必要としない。

① 月別の回収率が月別目標率を下回った月があった場合。

- ② 年間回収率が年間目標率を下回った場合。

2 受託事業者決定の経緯

入札参加者は5者であり、いずれも入札参加資格を満たしていた。平成20年10月9日に開札したところ、入札金額は4者が予定価格の範囲内であり、総合評価点の高い方の1者が落札者となった。

II 評価

1 評価方法について

農林水産省から提出された平成21年調査の実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費等の観点から、実績評価を行うものとする。

2 対象公共サービスを継続させる必要性に関する評価

「生鮮食料品価格・販売動向調査」は、国内農業を振興するための各種施策に必要な基礎資料を整備することを目的として、生鮮野菜の小売段階における国産標準品、高付加価値品（有機栽培品・特別栽培品）、輸入品別の価格及び販売数量の動向を把握するものである。当該調査の結果は、農林水産省が実施する国内農業振興のための各種施策の企画立案等に必要不可欠なものであることから、引き続き実施することが必要と考えられる。

3 対象公共サービスの実施内容に関する評価

（1）対象公共サービスの質

ア 回収率

（ア）実施結果

確保されるべき質として設定された「回収率」についての実施結果は、以下のとおりである。

区 分	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月
目 標	70%	70%	70%	70%	70%	70%	70%
実 績	83.1%	81.5%	77.7%	83.1%	83.1%	81.5%	78.5%

区 分	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	年平均
目 標	70%	70%	70%	70%	70%	76%
実 績	80.0%	77.7%	74.6%	76.9%	85.4%	80.3%

（イ）評価

全ての月において目標とする回収率70%を上回り、年間回収率も80.3%と目標とする回収率を4.3ポイント上回る結果となった。これは、平成19年調査の82.6%、平成20年調査の80.7%に次ぐ高い回収率であった。

民間事業者は、調査協力依頼や調査方法を変更しつつ、自ら掲げた回収率目標100%を

達成するため、以下のように工夫し実施した。この結果、100%の回収率には及ばなかったが、従来実施してきた調査員（訪問）による調査協力依頼、調査票の配布を改め、より効率的な電話による協力依頼や郵送による調査票の配布、調査票の回収にFAXや電子メール等の追加を行い、サービスの質として設定された回収率目標を達成できたことは評価できる。

また、従来に比べ、督促が必要な客体数が増加したが、民間事業者は、回収状況をデータベース化し、督促リストの作成や督促スケジュールなどの管理を行い、督促漏れのないよう確実に調査票を回収できたことも評価できる。

従来の実施方法	実施状況（平成 21 年調査）
【調査協力依頼】 調査員（非常勤職員 25 名）が訪問し調査協力を依頼。（原則、前年の調査客体を継続。97 客体が継続（平成 19 年）） 【調査方法】 調査員（非常勤職員 25 名）が訪問の上調査票を配布し、客体が記入した調査票を郵送により四半期ごとに回収（130 客体） 【督促・回収】 ① 期日までに 1,086 客体の調査票を回収（平成 20 年の年間延べ客体数） ② 電話による督促 ・督促 1 回で回収：97 客体 ・督促 2 回で回収：76 客体	【調査協力依頼】 前年の調査客体（130 客体）に対し、電話により調査継続の意向を確認。（117 客体の継続意向を確認） 調査継続ができなかった 13 客体について選定換えを行い、電話により調査協力を依頼。 【調査方法】 調査票を郵送で配布し、四半期ごとに郵送で回収（130 客体） このほか、調査客体の希望に応じ、FAXや電子メールで調査票を回収 ○調査票の回収方法（平成 21 年 12 月） ・郵 送：108 客体 ・F A X： 7 客体 ・電子メール： 15 客体 【督促・回収】 ① 期日までに 919 客体の調査票を回収（年間延べ客体数） ② 電話による督促 ・督促 1 回で回収：212 客体 ・督促 2 回で回収：121 客体

イ その他（調査票審査・疑義照会）

（ア）実施結果

民間事業者は、当初OCRを利用した自動判読システムを構築し、これによるデータ入力作業や未記入、記入不備箇所等の審査を効果的に行う予定だったが、誤認識や判読不能が多く発生したことから、手入力により作成したデータを基に調査票の審査を行い、電話又はFAXにより疑義照会を行った。

ただし、1月調査から9月調査分については、民間事業者は、調査票の内容について未記入や判読不能な内容の確認など形式的な審査のみ行い、十分な調査票の審査・疑義照会を実施することができなかった。

農林水産省は、民間事業者から報告された調査票データを審査し、照会が必要な事項について、民間事業者に再度疑義照会を行うよう指示した。

これら民間事業者が行った疑義照会の件数は以下のとおりである。

区 分	疑義照会件数 合計 (①+②)	農林水産省へ報 告前の照会件数 ①	農林水産省の指 摘による件数 ②	
			うち、報告値を 修正した件数	
合 計	1,282	178	1,104	681
1 月	125	5	120	49
2 月	125	3	122	59
3 月	131	10	121	47
4 月	153	9	144	85
5 月	123	2	121	70
6 月	114	4	110	61
7 月	122	5	117	99
8 月	113	2	111	87
9 月	61	5	56	51
10 月	84	55	29	22
11 月	70	38	32	30
12 月	61	40	21	21

(イ) 評価

10月調査以降、民間事業者は調査票の審査・疑義照会の実施体制を改善（専属の部署を設け専任者を配置）したが、1月調査から9月調査の間、農林水産省から改善の指示を受けたにもかかわらず、十分な調査票の審査・疑義照会を行わずに農林水産省へ報告した。これは、調査結果の精度低下につながるものであり、民間事業者は迅速かつ誠実な対応が不十分であった。

一方、農林水産省は、その間、調査結果の精度維持のため、民間事業者に代わって調査票の実質的な審査を行ったが、このような状況が改善されなかったことは、事業の実施者として、民間事業者へのモニタリング、指導等の対応が不十分であった。

調査票の審査内容については、入札説明会において、「審査事項一覧表」として入札参加者に配布されたものの、民間事業者は、サービスの質として設定された回収率や報告期日を重視し、調査結果の連続性の確保、精度維持のために必要となる調査票審査の内容・方法や、その後の疑義照会も含め、その実施に係る労力が想定できなかったものと考えられる。

次期事業に当たっては、調査票の審査内容・方法を実施要項に盛り込むとともに、調査

票の審査・疑義照会を確実に実施するため、確保すべきサービスの質として設定することも必要である。

また、農林水産省から、調査票の審査に当たっては、生鮮食料品の流通実態に関する専門知識が不可欠であること、調査客体との良好な関係の維持が必要と報告されている。調査票の審査は、調査結果の連続性の確保、調査結果の精度の維持向上のため、これまで同様の内容を行うことが必要であるが、これは専門知識のみならず、調査客体個々の特徴等をあらかじめ把握した上で行うことにより、正確かつ効率的な審査につながるものである。本事業の調査客体は継続を基本とし、客体数も 130 と比較的小規模なものであることから、次期事業に当たっては、調査票審査における参考資料として、調査客体の取扱品目、仕入れ・販売の特徴や、これまでの疑義照会の内容等を整理した調査客体情報を民間事業者に提供することが必要である。

更に、次期事業においては、民間事業者の円滑かつ確実な業務実施のため、農林水産省は、業務開始前の時間的余裕を持った詳細な引継ぎを行うとともに、特に業務開始当初における進捗状況の把握、民間事業者への適切なサポートを行うことが必要である。

(2) 実施経費

平成 21 年及び 22 年調査に係る事業として、民間競争入札により、1, 347 万円（税込）で落札された。従来の実施経費（平成 19 年度の実績値（間接部門費を除く全経費）の 2 ヶ年分。）と契約額の比較は以下のとおりである。

契約額 1, 347 万円は、従来の実施に要した経費の約 51% に相当し、農林水産省側は、2 年間で約 1, 305 万円、1 年間で約 652 万円の経費が削減されている。

従来費用 : 26, 512, 000 円（平成 19 年度の実績値の 2 ヶ年分）

契約額 : 13, 466, 250 円（平成 21 年及び 22 年調査分）

削減額 : 13, 045, 750 円

(6, 522, 875 円（1 年分）)

4 評価のまとめ

本事業は、農林水産省が実施する国内農業を振興するための各種施策に必要な生鮮野菜の小売段階における国産標準品、高付加価値品（有機栽培品・特別栽培品）、輸入品別の価格及び販売数量の動向を把握するものであることから、継続して実施することが必要と考えられる。

しかし、次期事業の実施に当たっては、平成 21 年調査の実施状況を踏まえ、以下の点に留意した上で、民間競争入札を実施することが必要である。

- (1) 調査結果の精度維持に必要な調査票の審査を確実に実施するため、調査票審査の内容・方法を実施要項に盛り込むとともに、調査票審査後の疑義照会も含めて、確保すべきサービスの質として設定することも必要である。
- (2) 調査票の審査を正確かつ効率的に実施するため、調査客体の取扱品目、仕入れ・販売の特徴や、これまでの疑義照会の内容等を整理した調査客体情報を整理し、参考資料として民間事業者に提供することが必要である。
- (3) 調査票審査・疑義照会業務等の円滑、確実な実施のため、

- ① 総合評価落札方式による落札者決定に当たり、調査票の審査等の確実な実施体制を確保するため、野菜の価格設定、流通実態等調査票審査に求める具体的な専門知識の内容や、業務従事者への研修内容、契約に基づく委託者の要請に対する迅速・柔軟な対応体制等について、技術点の配点を高めた評価項目として設定
 - ② 民間事業者から「調査客体との良好な関係を維持するための取組」の提案を求め、落札者決定に当たっての評価項目として設定
 - ③ 事業開始前の詳細な引継ぎと、特に事業開始当初における業務の進捗状況の把握、適切なサポート
が必要である。
- (4) 実施経験を踏まえた民間事業者の工夫をいかした正確かつ効率的な業務実施を図るため、契約期間の延長を検討することが必要である。

以上

民間競争入札実施事業
木材流通統計調査のうち木材価格統計調査の実績評価について

I 事業の概要等

1 実施の経緯及び事業の概要

農林水産省が所管する木材流通統計調査のうち木材価格統計調査については、公共サービス改革基本方針（平成 19 年 12 月 24 日改定を閣議決定）において、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく民間競争入札（以下「民間競争入札」という。）を実施することを決定した。これを受けて農林水産省は官民競争入札等監理委員会の議を経て定めた「木材流通統計調査のうち木材価格統計調査における民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）に基づき、民間競争入札を実施し、受託事業者を決定した。その概要は以下のとおりである。

事 項	内 容
業務内容	木材流通統計調査のうち木材価格統計調査における実査準備（調査関係用品の印刷等）、調査票の配付・回収、督促、照会対応、審査（疑義照会）、集計、結果表の作成に係る業務
契約期間	平成 20 年 11 月から平成 22 年 12 月までの 2 年 2 か月間
受託事業者	（財）農林統計協会
契約金額	21,000,000 円（税込）
業務にあたり確保されるべき質※	（正確な価格変動を把握するため、調査客体の調査への協力を得て、調査客体は可能な限り固定している。）このことから調査票の回収率は、一連の業務（督促業務等）を通じ、100%を達成すること。 なお、毎月 20 日時点で回収状況を確認し、100%の達成が困難な場合（調査客体の突発的な事情等により調査票が回収不能となっている場合など）には、農林水産省の指示を仰ぐこと。

※ なお、本業務を実施するにあたって調査結果の質を確保するため、以下の対応を行うこととされている。

- ・ 本業務の実施に当たり、実施要項で示す各工程毎に作業方針を策定し、農林水産省と調整した上、スケジュールに沿って確実に業務を実施すること。
- ・ 照会対応業務においては、調査票の記入等に関する電話等による照会があった場合に、農林水産省が貸与する照会対応事例集に沿って対応すること。
- ・ 調査票の審査は、農林水産省が示す審査、集計、検討事項一覧表の審査項目全てについて行うこと。

- ・都道府県別結果表及び第 1 報の統計表の検討については、集計した結果について農林水産省が示す審査、集計、検討事項一覧表の検討項目全てについて行うこと。
- ・問い合わせ・苦情等対応状況、受付・督促状況、疑義照会状況、調査票ファイル、都道府県別結果表、第 1 報の統計表、審査済み調査票について報告期日までに報告すること。

2 受託事業者決定の経緯

入札参加者は 2 者であり、いずれも入札参加資格を満たしていた。平成 20 年 10 月 10 日に開札したところ、入札金額は 2 者とも予定価格の範囲内であったため、総合評価点の高い方の 1 者が落札者となった。

II 評価

1 評価方法について

農林水産省から提出された平成 21 年調査の実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費等の観点から、実績評価を行うものとする。

2 対象公共サービスを継続させる必要性に関する評価

木材流通統計調査のうち「木材価格統計調査」は、木材の流通改善対策、木材産業の合理化対策等の推進に資することを目的として、素材や木材チップの価格及び木材製品の価格水準及びその変動を的確に把握するものである。当該調査の結果は、農林水産省が実施する木材の需給及び価格の安定等流通改善対策、木材産業の合理化対策、木材流通改善施策等の企画立案等に必要不可欠なものであることから、引き続き実施することが必要と考えられる。

3 対象公共サービスの実施内容に関する評価

（1）対象公共サービスの質

ア 回収率

（ア）実施結果

確保されるべき質として設定された「回収率 100%」に対し、その実施状況は、各月とも 100%であった。

（イ）評価

全ての月において目標とする回収率 100%を達成した。

民間事業者は、従来の訪問からより効率的な電話による調査協力依頼への変更や、調査方法（調査票の回収方法）に F A X を導入しながら、目標回収率 100%を達成できたことは評価できる。

特に、F A X による調査票の回収については、平成 21 年 12 月調査では 6 割の調査客体が実施しており、従来の実施方法よりも効果的な方法で実施できたものと評価できる。

また、1 月調査から 4 月調査における調査票の回収状況を踏まえ、5 月調査から調査客体に報告期日を事前に通知し注意喚起を行うなど、業務を実施する中でより効果的な実施内容を工夫し、調査票の確実な回収と合わせ、督促業務の負担軽減を図ったことも評価できる。

従来の実施方法（平成 19 年調査）	実施状況（平成 21 年調査）																																							
【調査協力依頼】 前年の調査客体に対し、職員が訪問し調査の継続について協力を依頼。（転業、廃業等を除いた継続率100%（平成19年）） 【調査方法】 郵送又はオンラインの方法により調査を実施 ○平成 20 年 3 月調査 ・ 郵 送：352 客体 ・ オンライン： 49 客体 【督促・回収】 電話督促（原則 1 回）により、全ての客体から調査票を回収。	【調査協力依頼】 前年の調査客体（400 客体）に対し、電話により調査の継続について協力を依頼。（転業、廃業等を除いた継続率100%） 【調査方法】 郵送、オンライン又はF A Xの方法により調査を実施 ○平成 21 年 12 月調査 ・ 郵 送：115 客体 ・ オンライン： 44 客体 ・ F A X：232 客体 【督促・回収】 ① 電話、F A X又は電子メールにより報告期日を事前に通知（5月調査から） ② 報告期日までに回収 ③ 電話、F A X又は電子メールによる督促 ＜報告期日までと督促による回収割合＞ <table><thead><tr><th></th><th>報告期日までに回収</th><th>督促により回収</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 月</td><td>61.5%</td><td>38.5%</td></tr><tr><td>2 月</td><td>67.7%</td><td>32.3%</td></tr><tr><td>3 月</td><td>71.9%</td><td>28.1%</td></tr><tr><td>4 月</td><td>52.4%</td><td>47.6%</td></tr><tr><td>5 月</td><td>82.0%</td><td>18.0%</td></tr><tr><td>6 月</td><td>92.8%</td><td>7.2%</td></tr><tr><td>7 月</td><td>90.0%</td><td>10.0%</td></tr><tr><td>8 月</td><td>85.7%</td><td>14.3%</td></tr><tr><td>9 月</td><td>91.3%</td><td>8.7%</td></tr><tr><td>10 月</td><td>90.5%</td><td>9.5%</td></tr><tr><td>11 月</td><td>91.3%</td><td>8.7%</td></tr><tr><td>12 月</td><td>94.4%</td><td>5.6%</td></tr></tbody></table>		報告期日までに回収	督促により回収	1 月	61.5%	38.5%	2 月	67.7%	32.3%	3 月	71.9%	28.1%	4 月	52.4%	47.6%	5 月	82.0%	18.0%	6 月	92.8%	7.2%	7 月	90.0%	10.0%	8 月	85.7%	14.3%	9 月	91.3%	8.7%	10 月	90.5%	9.5%	11 月	91.3%	8.7%	12 月	94.4%	5.6%
	報告期日までに回収	督促により回収																																						
1 月	61.5%	38.5%																																						
2 月	67.7%	32.3%																																						
3 月	71.9%	28.1%																																						
4 月	52.4%	47.6%																																						
5 月	82.0%	18.0%																																						
6 月	92.8%	7.2%																																						
7 月	90.0%	10.0%																																						
8 月	85.7%	14.3%																																						
9 月	91.3%	8.7%																																						
10 月	90.5%	9.5%																																						
11 月	91.3%	8.7%																																						
12 月	94.4%	5.6%																																						

イ その他

（ア）調査票審査・疑義照会

a 実施結果

民間事業者は、調査開始前に、価格の増減要因の確認など具体的な事例を含んだ審査・疑義照会対応の業務マニュアルを作成するとともに、農林水産統計調査を経験した民間事業者の職員を講師とした実践的な実務担当者への研修を行った。

調査票の審査は、複数の者が同一調査票の目視審査を行い、電話、F A X 又は電子メ

ールにより必要な疑義照会を行った。その後、目視審査・疑義照会が終了した調査票のデータ入力を行い、民間事業者が作成した審査プログラムを用いて審査し、電話、FAX又は電子メールにより必要な疑義照会を行った。

ただし、1月調査及び2月調査分については、民間事業者は、農林水産省への報告期日の遵守を重視し、疑義照会が未完了な状態で農林水産省へ報告した。

これら民間事業者が行った疑義照会の件数は以下のとおりである。

区 分	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月
疑義照会件数	5	39	166	191	70	88	390
うち、農林水産省からの照会件数	5	7	－	－	3	3	225

区 分	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合 計
疑義照会件数	36	40	184	49	48	1,306
うち、農林水産省からの照会件数	2	7	4	－	1	257

注：1 7月の疑義照会件数の増加は、農林水産省が全調査客体に対する消費税の取扱いの確認を求めたことによる。

2 平成19年に農林水産省が行った疑義照会件数は70件である（月平均6件）。

b 評価

従来の照会件数（70件）を大きく上回る1,306件の疑義照会について、4月に人員体制の整備（5名から9名に増員）等を行いながら確実に実施し、調査精度の維持に貢献したことは評価できる。また、事業開始当初の1月調査及び2月調査分については、調査票の審査・疑義照会を完了せずに農林水産省に報告されたが、これについては、3月調査分から疑義照会完了後に報告するよう指導を受け改善されている。

本事業は毎月調査であり、調査票の回収・督促、審査、結果表作成までの業務を短期間で行うために、各業務を効率的に実施するとともに、それに必要な人員体制（業務増加時等のバックアップ体制）を整備しておくことが必要である。当該月の業務が遅れると、連鎖的に次月以降の業務の停滞にもつながることから、特に事業開始当初の円滑な業務実施が可能となるような手当てが重要である。

このため、次期事業の実施に当たっては、疑義照会件数など人員体制の整備に必要な情報を十分開示するとともに、業務の事業経験のない民間事業者が円滑かつ適切な業務実施が可能となるよう、十分な時間的余裕を持った詳細な引継ぎと、特に事業開始当初は業務の実施状況を把握しつつ、農林水産省からの適切なサポートが必要である。

（イ）報告値の修正

a 実施結果

民間事業者は、回収した調査票を審査、集計し、その結果を農林水産省へ報告したが、報告後、発生した報告値の修正状況は以下のとおりである。

区 分	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月
報告値の修正回数	9	6	5	4	3	2	1
うち、公表値の修正	7	6	5	4	3	2	1
修正した延べ客体数	318	276	265	264	262	255	3

区 分	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合 計
報告値の修正回数	2	2	1	1	1	37
うち、公表値の修正	1	1	1	-	-	31
修正した延べ客体数	10	3	1	1	1	1,659

注：修正した延べ客体数の1月から6月については、7月に農林水産省が全調査客体に対する消費税の取扱いの確認を求め、その結果修正が必要となった「252客体」を含む。

b 評価

報告値の修正回数は年合計 37 回、うち、31 回が調査結果公表後に公表値の修正が生じた。公表値の修正は、正確な調査結果を迅速に提供するという統計調査そのものの質の低下をもたらすとともに、調査結果の利用者への混乱を招くものである。

修正が生じた要因としては、農林水産省から、調査票の審査に当たっては木材の専門的知識が必要、月別調査のためトラブルがあった場合のリカバリーの期間が短いと報告されている。調査票の回収・審査、集計といった一連の業務を短期間で行う中で、報告値の修正を生じさせないためには、調査票の効率的かつ十分な審査が必要である。調査票の審査は、木材の専門知識のみならず、調査客体個々の特徴等をあらかじめ把握した上で行うことにより、効率的かつ正確な審査につながるものである。本事業の調査客体は継続を基本としていることから、次期事業に当たっては、調査票審査における参考資料として、調査客体ごとの取扱品目、仕入れ・販売の特徴や、これまでの疑義照会の内容等を整理した調査客体情報を民間事業者に提供することが必要である。

(2) 実施経費

平成 21 年及び 22 年調査に係る事業として、民間競争入札により、2, 100 万円（税込）で落札された。従来の実施経費（平成 19 年度の実績値（間接部門費を除く全経費）の 2 ヶ年分。）と契約額の比較は以下のとおりである。

契約額 2, 100 万円は、従来の実施に要した経費の約 48% に相当し、農林水産省側は、2 年間で約 2, 237 万円、1 年間で約 1, 118 万円の経費が削減されている。

従来費用：43, 370, 000 円（平成 19 年度の実績値の 2 ヶ年分）

契約額：21, 000, 000 円（平成 21 年及び 22 年調査分）

削減額：22, 370, 000 円

（11, 185, 000 円（1 年分））

4 評価のまとめ

本事業は、農林水産省が実施する木材の流通改善対策、木材産業の合理化対策等に必要な素材

や木材チップの価格及び木材製品の価格水準及びその変動を把握するものであることから、継続して実施することが必要と考えられる。

しかし、次期事業の実施に当たっては、平成 21 年調査の実施状況を踏まえ、以下の点に留意した上で、民間競争入札を実施することが必要である。

- (1) 調査結果の精度維持に必要な調査票の審査業務を確実に実施するため、民間事業者が十分な人員体制（業務増加時等のバックアップ体制を含む。）を整備することが可能となるよう、調査票の審査内容や疑義照会の件数等必要な情報を実施要項に盛り込み、情報開示することが必要である。
- (2) 調査票の審査を効率的かつ正確に実施するため、調査客体の取扱品目、仕入れ・販売の特徴や、これまでの疑義照会の内容等を整理した調査客体情報を整理し、参考資料として民間事業者に提供することが必要である。
- (3) 毎月調査のため、当該月の業務の遅延が連鎖的に次月以降の業務の遅延につながることから、事業開始当初の円滑な業務実施が可能となるよう、
 - ① 事業開始前の時間的余裕を持った詳細な引継ぎ
 - ② 事業開始当初における業務の進捗状況の把握、適切なサポートが必要である。
- (4) 実施経験を踏まえた民間事業者の工夫をいかした正確かつ効率的な業務実施を図るため、契約期間の延長を検討することが必要である。

以上